

申告書の各項目の説明及び申告書の書き方

●収入・所得金額…前年中に得た収入等について該当する項目に記入してください

ア及び①またはイ及び② 事業	「1 収入金額等」及び「2 所得金額」に金額を記入してください。 申告書裏面の「13 事業（営業等・農業）・不動産に関する事項」の欄に内訳を記入してください。
ウ及び③ 不動産	
貸家、貸地、貸アパート等	一般的に利子所得は源泉分離課税なので、申告は不要です。
工 利子	ただし、国外の銀行等の預金の利子など
オ及び⑤ 配当	収入をオに、収入から必要経費（株式等の元本取得のために要した負債の利子）を引いた金額を⑤に記入し、申告書裏面の「7 配当所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。 ※特定配当等の所得については、配当金受取時に住民税分（5%）が徴収されておりますので、原則申告は不要です。なお、この所得について申告する場合は、申告書裏面の「11 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の欄に住民税分（5%）を記入してください。 (注意) 上場株式等に係る配当所得について申告した場合、この所得についても配偶者控除や扶養控除等の判定の基になる合計所得に算入されます。この合計所得額は、市民税・県民税の非課税判定に用いられるほか、国民健康保険税や介護保険料等の算定にも用いられます。また、一度申告したものについては、取り下げる事ができません。 ※所得税の確定申告をした特定配当等の所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、以下の手順により申告してください。また、申告は住民税の納税通知書が届く前までに行ってください。 <ul style="list-style-type: none"> ①住民税では計上しない特定配当等の所得及び控除について確定申告に準じて記入する。 ②◆簡易申告◆Eにチェックをする。 ③申告書に確定申告書の控えの写しを添付する。
株式、出資金の配当、投資信託の収益の分配など	
力 給与	源泉徴収票の支払金額を力に記入してください。 ◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数ある場合は合計額を記入してください。 源泉徴収票がない場合は、給与明細書を参照し申告書裏面の「6 給与所得の内訳」及び「勤務先」欄に記入してください。 専従者給与がある人は、「うち専従者給与」の欄に収入金額を記入し、専従者給与支払者名等を申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄内の「勤務先」に記入してください。 ※850万円以上の給与収入がある人で、所得金額調整控除（P4 参照）に該当する人は、申告書裏面の所得金額調整控除に必要事項を記入してください。
給与、賃金、賞与	
キ 雜所得（公的年金等）	源泉徴収票の支払金額をキの欄に記入してください。 ◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数の場合は合計額を記入してください。
国民年金、厚生年金、企業年金など	
ク及び⑧ 雜所得（業務）	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達など副収入金額をクに記入してください。 ◇支払証明等を添付してください。 収入から必要経費を差し引いた所得金額を⑧に記入してください。申告書裏面の「9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に内訳を記入してください。
原稿料、講演料など	
ケ及び⑨ 雜所得（その他）	生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号資産取引などの収入金額をケに記入してください。 ◇支払証明等を添付してください。 収入から必要経費を差し引いた所得金額を⑨に記入してください。 申告書裏面の「8 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に内訳を記入してください。
個人年金など	
コ及び⑪またはサ及び⑪ 総合譲渡	申告書裏面の「9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の欄に内訳を記入し、所得金額イの金額を申告書裏面のコに、所得金額ロの金額を申告書裏面のサに、所得金額ハの金額を申告書裏面のシに、二の金額を申告書裏面の⑪に記入してください。 ※特別控除は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則50万円、一時所得が原則50万円です。 ◇支払証明書等を添付してください。
骨董品、車両等	
シ及び⑪ 一時	
生命保険契約に基づく一時金など	

●所得控除…要件を満たす場合、該当する項目に記入してください

⑬社会保険料控除…あなたや生計を一にする親族等の国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等をあなたが支払った場合

「⑯社会保険料控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。

◇支払った証明書か領収書（写し）を添付してください。

※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。

（源泉徴収票に記載されているものは控除適用）

申告書の書き方（例）

⑯	合 計 額	152	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
社会保険料控除	国民健康保険料	円	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護保険料	円	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	後期高齢者医療保険料	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	年金	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	源泉徴収票記載額	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑭小規模企業共済等掛金控除…確定拠出年金法による個人型年金加入者掛金等をあなたが支払った場合

「⑮小規模企業共済等掛金控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。

◇支払った証明書か領収書（写し）を添付してください。※証明書等の添付がない場合は控除の適用ができません。

⑯生命保険料控除…あなたや親族等の生命保険や個人年金等をあなたが支払った場合

「⑯生命保険料控除」の該当する項目に支払額を記入してください。

◇保険会社が発行した証明書を添付してください。

※証明書の添付がない場合は控除の適用ができません。

申告書の書き方（例）

⑯	新生命保険料支払額	157	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
生命保険料控除	旧生命保険料支払額	161	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	新個人年金保険料支払額	158	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	旧個人年金保険料支払額	162	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護医療保険料支払額	156	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑯地震保険料控除…地震保険料、旧長期損害保険料（平成18年12月31日までに契約したもの）をあなたが支払った場合

「⑯地震保険料控除」の該当する項目に支払額を記入してください。

◇保険会社が発行した証明書を添付してください。※証明書の添付がない場合は控除の適用ができません。

⑰～⑱寡婦、ひとり親控除…寡婦、ひとり親である場合

「⑰～⑱寡婦、ひとり親控除」の欄にひとり親の人は左の欄（ひ）に、寡婦の人は右の欄（寡）に○を記入し、該当する理由にチェックしてください。
※離婚や扶養の状況等については、前年の12月31日の現況によって判断します。（年の中途で死亡した場合は、死亡の日）

申告書の書き方（例）

⑰～⑱	ひとり親（寡婦）控除	ひ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
-----	------------	---	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

●婚姻歴や性別に問わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用
●上記以外の単身者（合計所得金額500万円以下に限る）で、夫と死別した後婚姻をしていない人又は生死不明などの人にについて「寡婦控除」（控除額26万円）を適用
●夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族（総所得金額等が48万円以下）を有する人について「寡婦控除」（控除額26万円）を適用
●住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある人は対象外

⑲勤労学生控除…前年の合計所得が75万円以下で、かつ自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の勤労学生（12月31日時点）である場合

「⑲勤労学生控除」の欄に学校名・学年を記入してください。

◇学生証又は在学証明書の写しを添付してください。

申告書の書き方（例）

⑲	勤 労 学 生 控 除	学校名	〇〇大学 1年
---	-------------	-----	---------

②障害者控除（本人）…前年の12月31日時点で、障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている場合など

「②申告者本人が障がい者の場合は、記入してください。」の欄に特別障害の人は右の欄（特）に、特別障害以外の障害の人は左の欄（障）に○を記入し、障害の程度の欄には持っている障害者手帳等の種類及び級を記入してください。
(注1)

◇障害者手帳の写しなどを添付してください。

申告書の書き方（例）

② 申告者本人が障がい者の場合は、記入してください。	障	特	障害の程度	④・精・療	2級
----------------------------	---	---	-------	-------	----

※本人以外の障害者控除は、配偶者控除・扶養控除等の欄に記入してください。

【障害者控除の対象の例】

区分	障害の程度		
障害	障害者手帳等をお持ちで、下記「特別障害」に該当しない人		
特別障害	・身体障害者手帳 1・2級 ・精神障害者保健福祉手帳 1級	・戦傷病者手帳 ・療育手帳 A	特別項症～第3項症

③配偶者控除…あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円（給与収入で103万円）以下の場合（注2）

「③配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要事項を記入してください。
※配偶者が障がい者である場合、障害の程度も併せて記入してください。（注1）
※婚姻や障害の状況等については、前年の12月31日の現況によって判断します。（年の中途で死亡した場合は、その死亡の日）

申告書の書き方（例）

③ 配偶者（特別）控除	配偶者の同一生計配偶者	合計所得金額	173	□ □ □ □ □ □
-------------	-------------	--------	-----	-------------

氏名 春日 花子 生年月日 S36. 1. 11 同居 身・精・療級
同配 口個人番号 366 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 | 9 | 8 |

④配偶者特別控除…あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合

「④配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要事項を記入してください。
※配偶者控除と配偶者特別控除の両方を取ることはできません。
※配偶者特別控除の場合は、扶養の人数には含まれません。よって、住民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障がい者であっても障害者控除の対象にはなりません。

申告書の書き方（例）

④ 配偶者（特別）控除	配偶者の同一生計配偶者	合計所得金額	173	□ □ 5 0 0 0 0 0
-------------	-------------	--------	-----	-----------------

氏名 春日 花子 生年月日 S36. 1. 11 同居 身・精・療級
同配 口個人番号 366 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 | 9 | 8 |

⑤同一生計配偶者…あなたの前年の合計所得金額が1,000万円超で生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円（給与収入で103万円）以下の場合（注2）

「⑤配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要事項を記入してください。
※同一生計配偶者の場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれます。よって、配偶者が障がい者の場合は、障害者控除の対象となります。

申告書の書き方（例）

⑤ 配偶者（特別）控除	配偶者の同一生計配偶者	合計所得金額	173	□ □ □ □ □ □
-------------	-------------	--------	-----	-------------

氏名 春日 花子 生年月日 S36. 1. 11 同居 身・精・療級
同配 口個人番号 366 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 | 9 | 8 |

⑥扶養控除…あなたと生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が48万円（給与収入で103万円）以下の場合（注2）

「⑥扶養控除」の欄に必要事項を記入してください。
※扶養親族が障がい者である場合、障害の程度も併せて記入してください。（注1）
※別居の親族がいる場合は、申告書裏面「10別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。なお、別居や扶養、障害の状況等については、前年の12月31日の状況によって判断します。（年の中途で死亡した場合は、その死亡の日）

申告書の書き方（例）

⑥ 扶養控除	扶養親族の個人番号	扶養親族の生年月日	扶養親族の姓氏	扶養親族の性別	扶養親族の年齢	扶養親族の居住場所	扶養親族の身・精・療級
1	個人番号 381 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	生年月日 S16. 11. 1 級 母 同居 別居	姓氏 春日 ハルエ	性別 女性	年齢 3級	居住場所 同居 別居	身・精・療級 3級
2	個人番号 396 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5	生年月日 H30. 2. 1 級 孫 同居 別居	姓氏 春日 次郎	性別 男性	年齢 5級	居住場所 同居 別居	身・精・療級 5級
3	個人番号 411 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5	生年月日 - - - 級 母 同居 別居	姓氏 - - -	性別 - - -	年齢 - - -	居住場所 同居 別居	身・精・療級 - - -
4	個人番号 426 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5	生年月日 - - - 級 母 同居 別居	姓氏 - - -	性別 - - -	年齢 - - -	居住場所 同居 別居	身・精・療級 - - -

⑦雑損控除…災害や盗難などにより、あなたや生計を一にする親族等の所有する資産に損失が生じた場合

「⑦雑損控除」の欄に必要事項を記入してください。
◇災害や盗難にあったことを証明する証明書、損害金額の明細書などを添付してください。
※証明書等の添付がない場合は控除の適用ができません。

申告書の書き方（例）

⑦ 雜損控除	支払った医療費等	150	□ □ 3 4 0 0 0 0
	保険などで補填される金額	151	□ □ 2 1 0 0 0 0

（注1） 障害者手帳を持っていない人で、精神又は身体に障害があり、日常生活に支障が生じている65歳以上の人には、「障害者控除対象者認定書」の提出により、控除が可能です。「障害者控除対象者認定書」の発行については、高齢課までお問い合わせください。

（注2） 被扶養者が国外にいる場合は送金関係書類及び親族関係書類が必要となります。

申告書の提出方法

1. 郵送で提出する場合

申告書に必要事項を記入し、源泉徴収票や控除証明書などの必要書類を申告書に添付し提出する。

※申告の控えが必要な場合は、住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※申告者本人のマイナンバーカード（個人番号カード）の写し（両面）を同封してください。マイナンバーカードをお持ちでない人は、通知カード（又はマイナンバーの記載がある住民票等）と併せて、本人確認書類（運転免許証等）の写しを同封してください。

2. 市役所に直接提出する場合

源泉徴収票や控除証明書などの必要書類を持って、ご来庁ください。申告書は受付時に作成できますので、事前に記入する必要はありません。

【持ってくるもの】

- ・収入、控除に係る源泉徴収票や控除証明書などの申告に必要な書類
- ・申告者本人のマイナンバーカード

（※マイナンバーカードをお持ちでない人は、通知カード（又はマイナンバーの記載がある住民票等）と併せて、本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。）

【問い合わせ先】 ご不明な点がある人は、税務課市民税担当までお問い合わせください。
春日市役所 092-584-1111（代表）

市民税・県民税の算出方法

給与・年金の所得 (速算表で算出)	-	所得控除	税率		=	年税額
事業等の収入－必要経費	×	課税所得金額	市民税 6%	= 市民税 所得割 + 市民税均等割 3,500円		
	-	税控除	県民税 4%	= 県民税 所得割 + 県民税均等割 2,000円		

(1,000円未満切捨て) (調整控除を含む) (100円未満切捨て)

※分離課税所得がある場合は
計算方法・税率等が異なります。
詳しくは市民税担当までお問い合わせください。

給与・公的年金の所得計算表

○給与収入

収入金額A	給与所得金額
~1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円~1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円~1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円~1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円~1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円~1,799,999円	(A ÷ 4) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円~3,599,999円	(A ÷ 4) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円~6,599,999円	(A ÷ 4) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円~8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円~	A - 1,950,000円

※(A ÷ 4)は千円未満切捨て ※計算結果がマイナスの場合は0となります

○公的年金等

年金受給者の年齢	公的年金等収入金額(A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	1,000万円以下の場合	1,000万円を超える場合
65歳以上	330万円以下	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円
	330万円超410万円以下	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	410万円超770万円以下	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	770万円超1,000万円以下	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	1,000万円超	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円
65歳未満	130万円以下	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円
	130万円超410万円以下	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	410万円超770万円以下	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	770万円超1,000万円以下	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	1,000万円超	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

①「給与収入850万円超の納稅義務者のうち、子育てや介護を行っている人への措置」

《適用条件》以下のいずれかに該当する場合

・本人が特別障害者

・年齢22歳以下の扶養親族を有する

・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

《計算式》給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%

②【給与所得と年金所得両方を有する人への措置】

給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える

《計算式》

給与所得金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額

(10万円を超える場合は10万円)-10万円

所得控除額一覧

区分	控除額		
	● 雜損控除	● 医療費控除	● 社会保険料控除
● 雜損控除	次のいづれか多い金額 ①(損失額-保険等による補てん金額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出の金額-5万円		
● 医療費控除	(支払った医療費-保険等による補てん金額)-(総所得金額等×5%と10万円のいづれか少ない方の金額) ※控除の限度額200万円	【セルフメディケーション税制】 (特定の医薬品の購入費用-保険等の補てん額)-12,000円 ※控除の限度額88,000円	
● 社会保険料控除 小規模企業共済等掲載		支払金額	

区分	合計所得額		控除額	
	控除額(住民税)	控除額(所得税)	人の控除の差額	
● 基礎控除	2,400万円以下	43万円	48万円	5万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円	5万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円	5万円
	2,500万円超	0円(適用なし)	0円(適用なし)	0円
● 審査控除	寡婦控除	26万円	27万円	1万円
	ひとり親控除	30万円	35万円	本人男性:1万円 本人女性:1.5万円
	勤労学生控除	26万円	27万円	1万円
● 障害者控除	特別(身体障害者1・2級、精神1級、療育A)	30万円	40万円	10万円
	その他(上記以外の障害者手帳)	26万円	27万円	1万円
	同居特別障害者	53万円	75万円	22万円
● 扶養控除	一般 平成28年1月2日~平成12年1月1日生	33万円	38万円	5万円
	平成16年1月2日~平成19年1月1日生	45万円	63万円	18万円
	老人 昭和28年1月1日以前生まれ	38万円	48万円	10万円
	同居老親等	45万円	58万円	13万円

配偶者の合計所得金額	納稅義務者の合計所得金額 ※()内は所得税の控除額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
● 配偶者控除	控除額	人的控除の差額	控除額	人的控除の差額
48万円以下	33万円(38万円)	5万円	22万円(26万円)	4万円(11万円)(13万円)
老人控除対象配偶者	38万円(48万円)	10万円	26万円(32万円)	6万円(13万円)(16万円)
48万円超 50万円未満	33万円(38万円)	5万円	22万円(26万円)	4万円(11万円)(13万円)
50万円以上 55万円未満	33万円(38万円)	3万円	22万円(26万円)	2万円(11万円)(13万円)
55万円以上 95万円以下	33万円(38万円)	0円	22万円(26万円)	0円(11万円)(13万円)
95万円超 100万円以下	33万円(36万円)	0円	22万円(24万円)	0円(11万円)(12万円)
100万円超 105万円以下	31万円(31万円)	0円	21万円(21万円)	0円(11万円)
105万円超 110万円以下	26万円(26万円)	0円	18万円(18万円)	0円(9万円)
110万円超 115万円以下	21万円(21万円)	0円	14万円(14万円)	0円(7万円)
115万円超 120万円以下	16万円(16万円)	0円	11万円(11万円)	0円(6万円)
120万円超 125万円以下	11万円(11万円)	0円	8万円(8万円)	0円(4万円)
125万円超 130万円以下	6万円(6万円)	0円	4万円(4万円)	0円(2万円)
130万円超 133万円以下	3万円(3万円)	0円	2万円(2万円)	0円(1万円)

区分	保険料の支払金額		地震保険料控除額	
	● 地震保険料控除	● 旧契約	● 新契約	● 生命保険料控除
● 地震	~50,000円	支払金額×1/2	50,001円~	一律25,000円
● 旧長期	~5,000円	支払金額の全額	5,001円~15,000円	支払金額×1/2+2,500円
● 新長期	15,001円~	一律10,000円		
● 地震と旧長期の両方の保険料の支払いがある場合は、それ上で計算した控除額の合計額				※控除の限度額25,000円

区分	保険料の支払金額		生命保険料控除額	
	● 旧契約	● 新契約	● 生命保険料控除	
● 旧契約	~15,000円	支払金額の全額	15,001円~40,000円	支払金額×1/2+7,500円
	40,001円~70,000円			支払金額×1/4+17,500円
	70,001円~			一律35,000円
● 新契約	一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料	それぞれ28,000円を上限とし、控除限度額は70,000円		
	保険料の支払金額	生命保険料控除額		
	~12,000円	支払金額の全額	12,001円~32,000円	支払金額×1/2+6,000円
	32,001円~56,000円			支払金額×1/4+14,000円
	56,001円~			一律28,000円

● 旧契約…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等			
● 新契約…平成24年1月1日以降に締結や更新した保険契約等			
※一般生命保険料と個人年金保険料・介護医療保険料の複数の保険料がある場合			
● 一般生命保険料について求めた控除額	● 個人年金保険料について求めた控除額	● 介護医療保険料について求めた控除額	● 生命保険料控除額
(限度額: 旧契約のみ35,000円、新契約のみ及び新旧契約が混在した場合28,000円)	(限度額: 旧契約のみ35,000円、新契約のみ及び新旧契約が混在した場合28,000円)	(限度額: 28,000円)	= 生命保険料控除額
※なお、旧契約のみで算出した控除額が新旧契約で算出した控除額を上回る場合は、旧契約のみの控除額を適用します。			限度額 70,000円
合計課税所得金額	調整控除額の算出方法		
● 調整控除	次の①、②のいづれか少ない金額の5% (市民税3%、県民税2%)		
200万円以下	①所得税と住民税の人的控除の差(※)の合計額 ②住民税の合計課税所得金額		
200万円超	(所得税と住民税の人的控除の差(※)の合計額-200万円)×5% (市民税3%、県民税2%)		

● 人的控除の差額については、左記の表をご参照ください。		
● 合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外となります。		
● 市民税・県民税納税通知書等の発送について		
納税通知書は、6月最初の営業日に発送します。		
なお、非課税通知書は発送しませんので、ご了承ください。		
● この申告書の手引きは令和4年12月現在の法律に基づいています。		
● 分離課税所得の申告がある場合は、市民税担当までお問い合わせください。		